

室町期斯波氏の尾張国人に対する統制と斯波氏被官の地域支配について

— 尾張国衙領を素材として —

澤 崎 崇 広

〔抄 録〕

室町期尾張守護代には織田氏が補任された。織田氏も斯波氏とともに在京していた。本論文は、織田氏の系譜を先行研究を踏まえて再確認するとともに、尾張国衙領を具体例として挙げて、斯波氏被官が給人になった状況を改めて検討した。当初の尾張守護代甲斐氏が給人として補任された郷、保もあつたが、短期間で甲斐氏は給人を改替された。他方、織田氏も当初国衙領の郷、保の給人であつたが、同様に他の被官が給人になった。これは斯波

氏被官に給人を与えて自己の影響力を保持する目的か、単に影響力を失つただけなのかは明らかでない。また、尾張国人の奉公衆化と被官化の例を確認し、斯波氏、織田氏の統制が完全なものとはいえないことを明らかにした。そして、六師荘を例として国人の又代官と織田氏の被官化を検討したが、これも又代官が被官化の徴証と直ちに言えないのではないかという点を論じた。

キーワード 織田氏、国衙領、給人、被官、国人

はじめに

斯波氏が応永七年（一四〇〇）に尾張守護に補任された。はじめは甲斐祐徳が守護代に補任され、その後織田常松が在京守護代に補任された後、斯波氏が尾張守護を改替されるまでの間、織田氏が尾張守護代に補任され続けた。三管領の一つとされる大名斯波氏は、尾張守護職でありながら京都に在住した。また、斯波氏の在京に伴い、守護代

家も京都に在住する在京守護代と在国守護代に分かれた。その結果、守護家である斯波氏は京都に在住したまま、在地を統制していった。そこで、守護分国の統制を効果的に進めていくためには、京都と在国の被官との間の情報の相互交換や物資の流通が重要なものとして考えられるようになり、京都にいる守護、在京守護代の意向が効果的に在地に伝わる必要があるとともに、在京守護、在京守護代の意を受けた在地被官の組織体制の構築の必要が考えられる。

加えて、斯波氏は、尾張守護だけでなく、越前、信濃、遠江等も守護に補任されており、在京守護、守護代の統制を他の守護分国にも同様に及ぼす必要があった。そのためには斯波氏被官はそれぞれの分国独自の状況も見つつ、統制が可能なように効果的に斯波氏の守護分国にそれぞれ人を割り当てる必要もあったと考える。そして、それは南北朝から室町期、そして戦国期に至るそれぞれの時期において、内外の様々な要素により影響を受けてきた。

そのような中において、これまでの斯波氏研究は、斯波氏の家督に関する動向の研究^①、それぞれの分国における守護代、被官の組織に関する研究が進められてきたといえる^②。

確かに、斯波氏や守護代織田氏の中央における動向等の政治過程に関する研究は行われてきた。しかし、守護分国において被官、国人がどのように在地を支配していたのかに関する研究は極めて薄いものと考えざるを得ない。それに加えて、複数の守護分国の守護に補任されていた斯波氏の他の守護分国における斯波氏被官の動向や組織、そして互いの守護分国における被官や国人の交流に関する研究はほぼ皆無といえるだろう。

今回、改めて室町期尾張在京守護代、在国守護代織田氏の守護代補任状況を再検証するとともに、尾張国衙領を例として斯波氏の被官がどのように在地を統制していたのかを論じることとしたい。その際には、越前、信濃、遠江といった斯波氏の他の守護分国における被官がどのように尾張に影響を及ぼしているかということについても言及を加えて論を進めていきたい。併せて、これまで史料の僅少さからあ

まり論じられてこなかった守護代織田氏の被官を通じた尾張統制についても論を進めていきたいと考えている。

一 尾張守護代織田氏の系譜

1 総説

室町期の守護斯波氏の尾張における国人の統制を検討するに当たっては、室町期の尾張守護代の系譜、特に守護代織田氏の系譜を論ずる必要がある。室町期尾張守護代の補任状況は、ほぼそのまま織田氏の系譜に関わるからである。

織田氏に関する研究は、室町期織田氏自体の系譜に関する研究^③、室町期尾張守護代の補任系譜に関する研究に大別される^④。室町期の織田氏の系譜は、史料が少ないことから論じられることが少ない。しかし、尾張守護斯波氏の分国である尾張国人の統制を論じるためには、尾張守護代であった織田氏の系譜を守護代の補任経緯とともに検討する必要がある。

2 織田氏の系譜

室町期織田氏の系譜については、新井喜久夫氏の「織田系譜に関する覚書」が詳しく^⑤、守護代補任の経緯については河村昭一氏の「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿」に詳しいので^⑥、これら論考をもとに論じていくこととする。

まず、前提として尾張守護補任について概括的に検討しよう。建武三年（一三三六）に足利尊氏が征夷大將軍に補任されてから斯波氏が

尾張守護に補任されるまでの間、守護は度々改替された。⁷⁾ 応永七年(一四〇〇)には畠山深秋が尾張守護を改替され、斯波義重(義教)が尾張守護に補任され、室町期を通じて斯波氏が尾張守護に補任され続ける。義淳、義郷、義健、義敏、義廉、そして義良(義寛)と続く。

室町期の尾張守護代の補任経緯は、ほぼ織田氏の系譜と重なる。重ならないのは斯波義重が尾張守護に補任された直後の応永七年のことである。⁸⁾ 主に甲斐氏の尾張守護代補任時期であり、その期間は短いものであった。甲斐氏は越前、遠江守護代に補任されることになる。

織田氏が尾張に初めて出てきたのは年末詳七月二十日付織田教広書状であり、次のとおりである。⁹⁾

(史料)

紫野如意庵領当国松枝庄内破田郷、被懸長夫候由承候、

先々無其沙汰候者、可被閣候、猶々不可有無沙汰候也、

恐々謹言、

七月廿日

教広(花押)

織田左京亮殿

確かにこの文書はその作成年が未詳である。この点、河村氏は、宛所である「織田左京亮」について、在国守護代(又守護代)である織田常竹のことをいい、常竹は、応永九年(一四〇三)十二月二十六日付蔵田寺領坪付注文によると、この時点で「沙弥常竹」とされていたこと、¹⁰⁾ 応永八年には甲斐祐徳が尾張守護代であったこと等を理由として応永九年とされた。また、この文書発給人教広は、在国守護代であ

る織田常竹をその宛所としていことから、織田常松が法体になる以前の実名であると考えられている。¹¹⁾ 織田常松は永享三年(一四三二)まで尾張守護代に補任されていたと考えられる。¹²⁾

尾張守護斯波氏とともに織田常松は在京していたと考えられる。これに対して、織田常竹は尾張に在地し、段銭等の公事の取り立てを行っていたと考えられる。例えば、応永十五年(一四〇八)九月二十八日付織田常松遵行状は、沙弥こと織田常松が織田左京亮入道こと織田常竹を宛所として、尾張国妙興寺末寺円光寺領と鈴置郷十八町について今月二十七日御判の通り雑掌に引き渡すよう命じている。¹³⁾ これは、常竹が在地で引渡の遵行を行っていかから明らかである。また、本史料の前日である応永十五年九月二十七日付尾張守護斯波義重書下は、沙弥こと斯波義重が同じ円光寺領鈴置郷を証文の通り領掌させるよう命じている。¹⁴⁾ 斯波義重の書下が常松が常竹に遵行を命じる日の前日であること、義重はこの当時在京していたことから、織田常松も在京していたことを証明することができるのである。

織田常松と織田常竹がそれぞれ在京守護代、在国守護代に補任されていたのはほぼ同時期である。応永三十四年(一四二七)十二月二十五日付尾張守護代織田常松遵行状によると、沙弥こと織田常松から織田常竹を宛所として遵行している。¹⁵⁾ しかし、応永三十五年(一四二八)閏三月二十八日付尾張守護代織田常松書状案によると、発給人は織田常松であるが、宛所は織田常竹ではなく、織田勘解由左衛門となっており、この勘解由左衛門は織田教長であるとされている。¹⁶⁾ つまり、この時点では、織田常松の遵行状の宛所となる者が織田常竹から

織田勘解由左衛門に変わっているのである。このことから応永三十四年十二月から応永三十五年閏三月までの間に織田常竹は尾張在国守護代を改替されているものと考えられる。また、織田常松についても、『満濟准后日記』正長元年（一四二八）八月六日条では「所労」とあり、病気であることが明らかとなる。¹⁷その後、『建内記』永享三年（一四三二）三月八日条は、次のとおり、織田常松がすでに故人となつていることを表している。¹⁸

（史料）

六師庄代官職事、織田故伊勢入道尾張国守護代也、請之、百貫文請文兩度出之、仰付御厩野多年致沙汰者也、而御厩野条々有不法事、百姓訴逃散、結句永不可用之由有起請文之註進、仍可致直務之由、仰遣織田勘解由左衛門尉了、（後略）

その前後に遵行の關係で見られる史料としては、正長二年（一四二九）四月二十九日付尾張守護代織田教長書状案があり、これは、織田勘解由左衛門尉こと織田教長が織田民部入道、矢野民部入道、坂井彦左衛門入道を宛所として、大徳寺如意庵領破田村に対する即位、大嘗会段銭は京済されたので、催促を止めるべきことを命じている。¹⁹そして、同年六月八日付左兵衛佐こと斯波義淳が織田教長を宛所として、尾張国得重保について、先月十九日の御判及び施行のとおりで中院通淳雑掌に引き渡すよう命じている。²⁰ここで明らかなのは、尾張国得重保を中院通淳雑掌に引き渡すことにつき、同年五月十九日付で御判御教書及び管領の施行状が発給されているということ、そして、これについて、斯波義淳が引渡を命じていることである。つまり、本史料

は、尾張守護である義淳の遵行状である。したがって、この史料の宛所である織田教長がこの時点の在京守護代であると考えられる。つまり、この時点において織田常松は在京守護代を改替され、織田教長が在京守護代に補任されていることになるだろう。

織田教長が在京守護代に補任されていた期間は、織田常松のそれに比べると著しく短い。永享三年（一四三一）三月十一日付尾張守護代織田淳広書状案は、織田淳広が柏尾十郎左衛門入道と岡三郎左衛門尉を宛所として、尾張国破田村についての催促を止めるよう命じている。²¹これは、遵行の一つと考えられ、織田淳広が在京守護代に補任されている。その結果、織田教長は在京守護代を改替されたと考えられる。これに対して、新井氏は、『建内記』永享三年三月十七日条で、万里小路時房が織田勘解由左衛門尉を宛所として、尾張国六師莊の請負代官御厩野氏の違乱を止め、御厩野氏を改替させることを望む趣旨の書状を引用して、同じ月に活動していることから総合的に考えて、織田淳広と織田教長を同一の人物であると考えている。²²永享三年三月という同時期に活動しているとしても、それぞれの官途が異なること、異なる人物であるとしても重複する場合もあることから、織田教長と織田淳広が同一人物であると考えることについては、躊躇を覚えるものである。

織田淳広の後の在京守護代が誰であったのかについては錯綜している。嘉吉三年（一四四三）十一月二十二日付織田久広遵行状写は、織田久広が織田五郎を宛所として、北野社領である尾張国下浅野保に対する外宮仮殿段銭について、催促を止めるよう奉行及び郡司に命じた

ことを伝える⁽²³⁾。これも遵行であり、織田久広は、在京守護代であるということができるだろう。

織田久広と織田郷広の在京守護代補任に関して、『康富記』宝徳三年九月二十四日条は、將軍である足利義政が織田郷広を「如元可帰参間事」として、尾張の在京守護代に復歸させる介入を行おうとし、甲斐氏をはじめとする斯波氏被官の拒絶にあうとともに、義政の母日野重子、管領畠山持国をはじめとする幕府重臣の反対に合う記事⁽²⁴⁾を載せる。この点新井氏は永享五年（一四二三）以降嘉吉三年前までの間に郷広が在京守護代の地位にあったと主張する⁽²⁵⁾。確かに『建内記』嘉吉元年十二月二十一日条は、織田久広が尾張国中で寺社本所を問わず違乱を行ったことにより、尾張守護斯波千代徳丸の後見人斯波満種、織田一族から絶交を受けているとして逐電している記事⁽²⁶⁾を載せる。この『建内記』の記事を前提にすると、嘉吉元年の段階までにおいて、織田郷広が尾張の在京守護代ということになると考えられる。しかし、郷広が守護代に補任されたのがいつかということについては明らかではない。河村昭一氏は、永享六年（一四三四）十二月まで織田淳広の在京守護代の在職が認められるので、永享七年（一四三五）一月以降嘉吉元年まで在京守護代に補任されていたと考えるとする⁽²⁷⁾。

なお、河村昭一氏は、織田郷広が在京守護代に補任していた時期に弟である織田久広が在国守護代に補任していたとの見解を出されている⁽²⁸⁾。前掲『康富記』宝徳三年九月二十四日条によると、「弟為織田名字于今在京了」とあり、以前は尾張に在国していたことを示唆している⁽²⁹⁾と考えるのである。しかし、これは、尾張在国守護代に補任してい

ることを示す史料がないのであるから、可能性として考えられるのみであると考ええる。

織田久広の後は、織田敏広が在京守護代に補任されたものと考えられる。長祿二年（一四五八）六月十九日付尾張守護代織田敏広遵行状によると、藤原敏広が織田三河守、織田豊後入道を宛所として、大徳寺如意庵領である尾張国破田村の段銭・人夫・守護役以下の諸公事について免除されているので、遵行の通り守護使の入部を停止するように命じる⁽²⁹⁾。この文書の中には「任御遵行之旨」とあり、同月十五日付の尾張守護斯波義敏遵行状が同じく大徳寺如意庵領破田村の段銭・人夫・守護役等諸公事について免除されたので守護使の入部を停止するように命じるものである⁽³⁰⁾。さらに、この文書には「早任去三月廿九日付御判并四月廿一日」付施行の通りとあり、同年三月二十九日付將軍足利義政御判御教書案・同年四月二十一日付管領細川勝元施行状が尾張国破田村の諸公事等の免除と、守護使の入部停止を命じている⁽³¹⁾。これら一連の遵行の経過から考えて、織田敏広が在京守護代に補任された⁽³²⁾と考える。

織田氏の嘉吉期以後の在国守護代について、嘉吉三年三月に尾張国妙興寺に与えた織田大和守某禁制があり、ここでいう織田大和守とは新井氏、上村氏、河村氏ともに大和守と織田五郎が称したこと⁽³³⁾から、同一人と推定している。以上のことから、嘉吉六年十二月までは、織田五郎こと、織田敏広が在国守護代に補任されていた可能性を⁽³⁴⁾考えることができる。

その後の在国守護代は、文安五年（一四四八）十月二十三日付妙興

寺天祥庵規式案が応永十五年四月についての織田常竹の証判とともに、織田久長の証判があることから、織田久長を在国守護代として考える見解があり、これは首肯すべきものである⁽³⁴⁾。さらに長祿四年二月四日付某遵行状が織田大和守と織田豊後入道を同一の宛所としていることから、織田久長、織田大和守、そして、織田豊後入道のいずれも在国守護代として扱うことができると考える⁽³⁵⁾。

3 小括

室町期における尾張守護代となった織田氏は元々尾張に在地していた者ではなかった。越前劔神社の神官がその祖となっていたとされ、室町期に尾張に移ってきたと考えられる⁽³⁶⁾。織田氏は、室町期に斯波氏が尾張守護に補任されることにより直ちに守護代に補任された訳ではなかったが、比較的初期の段階から室町期を通じて守護代家となってきたと考える。

織田氏の系譜を通じて重要なことは、他の斯波方守護代家と同様、その守護代家が在京守護代と在国守護代に分化していたということである。織田氏は、室町殿の譜代ではなかったが、大名として在京し、幕政に参画する主家斯波氏を京都で補佐するとともに、室町殿との連絡調整、在地被官の筆頭たる在国守護代織田氏との連絡と統制を担ってきたものと考えられる。

次に、在京守護代織田氏と在国守護代織田氏、そしてその下の斯波氏被官を通じて尾張に従来から在地している国人をどのように統制していったのかを検討していくこととする。

二 国衙領と国人

1 総説

(1) 問題の所在

室町期における尾張守護斯波氏及びその被官である守護方による国人統制を検討するに当たっては、まず在地である尾張における国衙領とそれ以外の荘園との分別とその知行の動向を検討する必要がある。これまで、尾張国衙領と尾張国荘園は、それぞれの立荘経緯とその知行過程が詳細に研究され、その成果は広く共有されてきたものということが出来る⁽³⁷⁾。その中においても室町期における斯波氏守護期は守護の支配の深化として論じられてきた。しかし、その研究は、荘園領主の動向や地頭の動向を荘園史の観点から論じられてきたものであり、室町期斯波氏及びその守護方や尾張国人がどのように統制されるようになっていったのかという視点からの研究は比較的薄いものであった。

そこで、改めて、室町期遠江の荘園国衙領を知行する尾張国人の組織や動向という観点から詳細に検討することにより、尾張における守護斯波方の国人統制を論じていきたい。

なお、尾張国における室町期の斯波氏の守護方の国人に対する統制を考察していくためには、尾張国において特徴的な国衙領における郷、保の詳細を検討する必要があるものと考えられる。

加えて、南北朝期から室町前期にかけて、尾張守護方がどのように国衙領を確保し、国人を統制して行ったのかを検討するとともに、そ

れが室町中期、後期にかけてどのように変容していったのかを検討し、論じていく必要があると考える。

(2) 研究史

南北朝期から室町期にかけての国人に関する研究については、守護領国制論の展開とこれに対する限界から国人領主制論を唱えたものがある⁽³⁸⁾。その後、室町期における幕府の統制体制が守護領国制論から幕府―守護体制論に変容するにつれ⁽³⁹⁾、地域統制権力たる国人自体の議論は、幕府―守護体制論の中における一つの構成要素として理解されることが多くなったと考えられる。

個別具体的な尾張国人研究は、上村喜久子氏の「国人層の存在形態——尾張国荒尾氏の場合」がまず挙げられる⁽⁴⁰⁾。上村氏は、この論文で尾張荒尾氏が鎌倉幕府地頭御家人の系譜をひく国人の典型で、その政治的・社会的動向を察する手がかりを掴めないわけではなく、同時に広大な国衙領をその中含む荒尾氏の所領の実態を推測するに足る史料にもめぐまれているとして荒尾氏の諸側面を究明することとしている。その史料の多さから荒尾氏については、奥田修氏が「尾張の奉公衆と在地領主」により、番帳等室町中後期の史料を用いて荒尾氏の奉公衆としての側面に多くの記述を割いている⁽⁴¹⁾。

また、上村喜久子氏は、「初期の織田氏と国人」において、織田常松が尾張守護代に補任されてから、応仁・文明の乱に至るまでの尾張守護代織田氏の系譜を記すとともに、在地における斯波氏の被官坂井氏、六師荘における国人御厩野氏を例として挙げて、織田氏が請負代官における権益をさらに下請けさせることによって尾張国人層、斯波

氏の被官等を織田氏の被官として掌握していく状況を論じている⁽⁴²⁾。

室町期における尾張国人の研究は、比較的史料の豊富な国人を中心として論じられることが多い。これは、そもそも室町期尾張の史料が少ない中において、史料が豊富な国人の動向や組織を論じることがより容易であるためと考えられる。しかし、そのことは、尾張国人の動向や組織、そして尾張守護方の統制を表さないといいことはない。むしろ、尾張国衙領といった特徴的な在地、醍醐寺や大徳寺、そして在地の大寺社である妙興寺や真清田社といった寺社の史料により、その国人の統制を表すことは可能であると考えられる。

2 国衙領

南北朝期から室町期にかけての尾張国衙領は荘ではなく、郡、郷といったものである。国衙領全体の領家としての醍醐寺相伝の経緯については、上村喜久子氏の「国人層の存在形態——尾張国荒尾氏の場合——」に詳細が記されている⁽⁴³⁾。具体的には、建武三年（一三三六）になると柳原資明が尾張国司となり、尾張国衙領を有していたとされる⁽⁴⁴⁾。その後、貞治五年（一三六六）三月二十一日付尾張国国宣によると、尾張国国衙領中島郡吉松保について妙興寺に寄進されたことを伝えており、その国宣には、三宝院僧正光済の証判がある⁽⁴⁵⁾。柳原資明から光済に尾張国国衙領を譲り渡す趣旨の史料は現在存在しない。しかし、三宝院光済は、柳原資明の子であった。ここから、柳原資明から三宝院光済への譲渡が行われた可能性がある。さらに上村氏によると、醍醐寺三宝院は、光済が座主となるまでの間、賢俊が座主になっ

ていたとされる。そして、重要となるのは賢俊が柳原資明の兄弟であったという事実である。⁴⁶したがって、柳原資明は最終的には自分の子である三寶院光済に尾張国衙領を渡す予定であったが、それ以前に弟の賢俊が三寶院座主となっており、柳原資明は賢俊を通じて醍醐寺三寶院に譲り渡したと考える上村氏の見解を支持したいと考える。

南北朝期まで国衙領は「国衙一円之地」と「国衙正税之地」に分かれたとされる。⁴⁷「国衙一円之地」については、国衙が直務を司ることとされ、他方「国衙正税之地」は、郷、保、名、村、社から構成された。⁴⁸「国衙正税之地」は、それぞれ地頭が置かれて国衙正税を国衙領主に弁済する責任を有していた。その点で当該国衙領の所務を負う者であったということができる。

この国衙領が斯波氏の尾張守護補任によってどのように変容していったのか、斯波氏の下に被官化しなかった国人の動向も含めて、個別具体的に検討することとしよう。

3 国衙領と国人

(1) 斯波氏の守護補任と斯波氏被官の尾張台頭

斯波義将の子である斯波義教（義重）が尾張守護に補任されたのが応永七年である。⁴⁹斯波能重が尾張守護に補任された応永七年前後には、尾張国衙領において給人となった者が記載されている注進状や注文が残されている。これらの史料から個別具体的に尾張国衙領において給人となった被官や国人の動向、組織を論じていくこととしたい。

(2) 斯波氏被官

斯波氏守護補任以前から尾張に在地していたと考えられる国人と比較するに当たり、斯波氏守護補任後に尾張に入ってきたであろう斯波氏被官と国衙領の関係について個別具体的に論じる。

応永九年（一四〇二）五月二十八日付で尾張国目代光守注進状が二通ある。⁵⁰以下それぞれ長文の引用になるが、注進状を引用する。

〔史料〕

「目代注進 応永九 五 廿八」

注進

尾張国々衙一円進止地自守護御方違乱所々事

貞藤名 給人津田弥九郎

光武 重正半分 同人

武藤名 給人織田左京亮

河和村号得田畠 同人

愛智号岩塚 同人

竹河土同科野畠、有里畠 給人津田中務

古市里 同人

小槐 同人

牛野村 給人斎藤

田宮半分 給人白江

歎喜名内 給人諏訪

細工所在所田宮 給人甲斐藏人

於保前 給人石河

被混安友散在所々

同人

被宛行虫鹿四郎左衛門尉所々

給人山本

被混於保新左衛門尉跡所々

給人織田九郎

甚だ目寺大門

海東中切給人

符(府)中 惣社御神領一色田以下

右、大概注進言上如件、

応永九年□(五)月廿八日

法眼光守(花押)

(史料)

「目代応永九 五 廿八」

注進

尾張国々衛正税内自守護御方違乱所々事

新国領

給人織田左京亮

薬師寺

同人

木瀬

同人

岩刀社

同人

若針

同人

福重内妙興寺知行分

同人

飽津本保

給人津田中務

同金井今村

同人

国分寺物領方

同人

同三分一方

同人

同妙興寺分

同人

楠鶴女

給人仁都寺

大野木

給人甲斐美濃

市保

同人

位田保

給人織田九郎

弥勒寺

同人

赤見保

給人二宮与一

詫美保

給人甲斐藏人

武延半分

給人津田弥九郎

於田江中保但、御年貢少事沙汰之、

給人伊東

千竈本郷

給人石河

佐野

同人

朝宮但、御年貢少事沙汰之、

同人

中浅野

給人飯野

上浅野

給人白江

須賀脇

給人松原

真福寺島

給人長谷川十郎

花地六恩寺内

給人大田八郎

野並

未被定給人、

海東郡所々

私領国領所々

右、大概注進言上如件、

応永九年五月廿八日

法眼光守(花押)

これら二つの注進状は、いずれも尾張国国衛目代である光守が尾張

国衙領主である醍醐寺三寶院に宛てて発給した注進状である。これら注進状は、いずれも「自守護御方違乱所々事」と記され、記述されている斯波氏被官は給人と記されているものの、国衙領主である醍醐寺三寶院側の認識としては、元々の在地を掠め取られているという認識があり、まさしく「違乱」と表現されている。また、二通の注進状は、前述のとおり「尾張国々衙一円進止地」と「尾張国々衙正税内」と分けて、その国衙領の経営形態により分けて記されている。しかし、注進状を二通に分けていたとしても、いずれも斯波氏被官の「違乱」を受けたと国衙領主である醍醐寺三寶院側は評価しているのであるから、斯波氏被官の尾張国衙領における統制力の大きさが窺われる。

尾張国国衙一円進止地のうち貞藤名の給人である津田弥九郎は光武重正半分も給人となっていながら、国衙正税地のうち、武延半分も給人となっており、これは、応永十年（一四〇三）八月十三日付尾張国国衙正税地守護方押領注文案にも同様である。⁵¹ 注文案は、次のとおりである。

（史料）

「正税所々守護方注出案 「応永十 八 十三」」

尾張国々衙正税地御違乱所々事

飽津本保

同金井今村

石丸

須賀脇

於田江中西保

新国領

薬師寺

木瀬

岩刀社

若針

佐野

福重内妙興寺知行分

国分寺惣領方

同三分一方

同妙光寺分

大野木

市保

位田保

弥勒寺

赤見保

詫美保

武延半分

千竈本郷

中浅野

上浅野

楠鶴女

花地六恩寺内

給人寿聖院庄主

給人津田孫九郎方

給人かいほつ

給人飯野方

給人平尾方

給人春部方

給人同人

給人同人

給人津田金吾方

給人同人

給人同人

給人甲斐又八方

給人富田方

給人平尾方

給人同人

給人二宮与一方

給人仁都寺

給人津田弥九郎方

給人長井方

給人飯野方

給人長井方

給人石河方

給人大田八郎方

野並

給人入善方

於田江東保

給人春部方

朝宮

給人石河方

井出社

給人大田八郎方

末恒

給人春部方

符(府)中 惣社御神領一色田以下所々

千代 符(府)中 天神御領

私領国領所々

已上

応永十年八月十三日

津田弥九郎の津田氏は、他の斯波氏被官である津田中務、津田金吾と同様の苗字を有する斯波氏の重臣であったと考えられる。

次に、国衛一円進止地のうち、武藤名、河和村、愛智の給人には織田左京亮、すなわち織田常竹がなっており、国衛正税地のうち新国領、薬師寺、木瀬、岩刀社、若針、福重内妙興寺知行分についても同様の記載となっている。注目すべきところとしては、織田常竹の給人としての国衛正税地のうち応永十年の国衛正税地は、他の給人となっていることである。つまり、応永十年になると、国衛正税地のうち、新国領が津田孫九郎方に、薬師寺がかいほつ方に、木瀬が飯野方に、岩刀社と福重内妙興寺知行分が平尾方に、そして若針が春部方にというように給人になっている。応永十年の国衛正税地に織田常竹は給人となっていないのである。前述のとおり、常竹は応永十年には在国守護代に補任されていたと考えられるが、給人を他の斯波氏被官や尾張

国人に譲っていると評価することができる。その意図についてはこれを明らかにする史料がないことから推測の域を出ることはないが、応永十年は斯波義重が尾張守護に補任されてわずか三年であり、その在地を固めて置く必要があったこと、前述のとおり、尾張守護代に織田常松が補任されて僅か一年であり、在京、在国とも守護代家としての地位を固めるためにも他の斯波氏被官、尾張国人に配慮する必要があるのではないかと推測することができるのである。

また、津田中務が国衛一円進止地のうち、竹河土同科野島、有里島^①の給人になり、国衛正税内のうち鮑津本保の給人になっている。その後応永十年の段階においては、鮑津本保は津田金吾方が給人となっている。それ以外の国衛領については記載がない。応永九年の段階においては津田中務が給人であり、津田金吾の記載がなく、他方応永十年の段階については津田金吾の記載があるものの、津田中務の記載がない。ここから、応永九年における津田中務と応永十年における津田金吾は同一人であることが推測されるであろう。

そして、応永九年の国衛一円進止地については細工所在所田宮の給人が甲斐藏人であり、国衛正税内は大野木の給人は甲斐美濃が、詫美保の給人は甲斐藏人となっている。また、応永十年の国衛正税内は、大野木の給人が甲斐又八方となっている。甲斐藏人が給人となっている詫美保は応永四年(一三九七)正月付尾張国目代注進状から見られるが、国衛正税内神講甲斐藏人との関係は記されていない。国衛正税地のうち、「神講并無沙汰注文」とあり神講として未だ納められていない公事が三貫三百六十文と記されているのみである。次に記されて

いる史料は、同年十二月五日付尾張国在庁連署注進状である⁵³。これも、国衙領の初任検注料足として八貫六十文の支払いがないことを記す。加えてこの時は詫美保を清侍者が知行しているが、一向に納付がないことも記している。その次に国衙領に関する注文は、応永六年以降に作成された尾張国国衙領正税未進注文である⁵⁴。本注文は、国衙領の年貢が未進のために記された注文である。詫美保は八百四十文と記され、未進である。この時点でも応永四年の段階と同じく清侍者が知行しており、この時点でも甲斐藏人は給人として出てこない。応永四年、応永六年の国衙領、特に国衙領正税地について甲斐藏人は利益を有しているわけではなく、応永九年の段階で初めて出てくることになる。甲斐藏人は、越前、遠江守護代甲斐氏の一族と考えられているが、どの関係にあるかは史料がなく不明である。

応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状のうち、国衙正税内によると、大野木の給人は、甲斐美濃となっている。甲斐美濃は、甲斐美濃入道と同一と見られることから、越前守護代、遠江守護代である甲斐祐徳であると考えられる。注目すべきは、この史料と前述した応永十年八月十三日付尾張国国衙正税地守護方押領注文案を比較すると、応永十年八月三日の段階においては、大野木の給人は甲斐祐徳ではなく、甲斐又八となっているところである。前述したとおり、この応永十年の段階における尾張の在京守護代は甲斐祐徳から織田常松に代わったと考えられる。甲斐祐徳が尾張において守護代を改替されたことと、甲斐祐徳の大野木給人の改替は連動しているものと考えられる。他方、応永十年八月十二日の段階において大野木の給人は甲斐又

八方となっており、甲斐祐徳と何らかの関係がある可能性がある。しかし、具体的にどのように関係があるのかは現在のところ証明することができない。

最後に応永九年五月二十八日付の尾張国目代光守注進状は、赤見保の給人を二宮与一とする⁵⁶。二宮与一は、斯波氏の重臣である二宮氏泰の子であった。二宮氏泰は、斯波義種が至徳二年（一三八五）に信濃守護に補任されたときに信濃守護代に補任された。氏泰は義種とともに在京していたと考えられる⁵⁷。氏泰が信濃守護に補任されていたとき、その子与一は、信濃に在国し、在国守護代（又守護代）に補任されていたと考えられる⁵⁸。応永十年の段階においては、信濃は幕府の料所となっており、斯波氏の守護分国になっていたわけではない。その点において、二宮与一は、すでに信濃の在国守護代を改替されている。したがって二宮与一は信濃に在地している訳ではないと考えられる。信濃に在地していないものの、ある程度信濃に影響力を有している二宮与一が尾張の国衙領の給人となっていたという事実は、斯波氏の守護分国の統制に特徴的なことを示唆している。すなわち、斯波氏は、義将や義重が越前、遠江、信濃、そして尾張の守護に補任されているときには、守護も被官もその在地に固定的に集住させることを予定していなかったと考えられる。その結果、斯波氏被官は、斯波氏が補任されている守護分国を異動することを想定していたものと考えられる。斯波義重が尾張守護に補任されていた応永七年の段階において守護代に補任されていた甲斐氏も越前のほか、遠江守護代に補任され、尾張守護代にも補任されていたというように横断的にその存在を

確認することができる。この横断的かつ臨機応変な地位の異動を可能にしていたのが守護在京制であったとすることができる。守護が在地にいたのであれば、このような臨機応変かつ横断的な異動は困難であったと考えられる。ただし、この斯波氏被官の横断的かつ臨機応変な異動はいつまでも続くことがなかった。義重の子義淳が斯波氏の当主になる頃には守護代家も、それぞれの被官もそれぞれの守護分国に固定されることが大きくなると考えられる。それは長期間にわたり在地に関係性を持つとなると、定住と地域に関係性を求める必要性が出てきたものと考えられる。

以上のとおり尾張の国衙領において給人となってきた斯波氏被官の動向等を検討してきた。応永九年から応永十年にかけて尾張守護代が甲斐氏から織田氏に変わることにより尾張国衙領の給人にも大きな変動をもたらした。

だが、それ以上に大きなことは応永九年から応永十年にかけて斯波氏により尾張国衙に対する給人支配により大きな勢力を維持することができたことであった。斯波氏守護補任の初期は、守護被官を通じて国衙領を統制しようとしてきたことを考えることができるのである。

では、尾張国人は、斯波氏の守護補任により大きな影響を受けてきたということが出来るだろうか。比較的史料の豊富な尾張国衙領において、地頭として統制を行ってきた中島氏と荒尾氏を主として例をとって、斯波氏その他守護との関係性、そして、その後の動向を検討して、斯波氏守護方の尾張における統制方法を検討していきたいと考える。

(3) 尾張国人と斯波氏被官

尾張国衙領における尾張国人として挙げられるのが中島氏、荒尾氏、春部氏、平尾氏である。特に比較的史料が豊富に残っているのが中島氏、そして荒尾氏である。中島氏と荒尾氏は、斯波氏が尾張守護に補任されると、一方が守護被官となり、他方は独立した国人であり続ける。尾張守護斯波方の国人統制を考える上で、尾張国人である中島氏と荒尾氏の動向を検討し、論じたい。

中島氏は、尾張国において鎌倉以前から在地していた在庁官人であったと考えられる。⁵⁹中島氏と国衙領に関する給人については、応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状には、尾張国衙一円地についても、尾張国衙正税地についてもいずれの記載がない。応永九年の段階で中島氏は、国衙において斯波氏守護方の給人として評価されていなかったものと考えられる。しかし、同十年八月十三日付の尾張国衙正税地守護方押領注文案には、石丸の給人が中嶋方になっていることを読み取ることができる。⁶⁰このことについて、石丸の経緯も含めて検討してみることとする。石丸は、正式には石丸保とも呼ばれていた。⁶¹石丸保については、建武元年(一三三四)に地頭請所を鎌倉円覚寺にしたが、国衙の押妨があるとして、光厳上皇に提訴したとされる。この相論については、地頭円覚寺が糸等を納めることを約束したので、国衙は訴えを取り下げた。これについては光厳上皇院宣等が発せられている。⁶²その後、文和二年(一三五三)七月付尾張国諸郷保地頭正税弁済所々注進状が、石丸保につき円覚寺が二十貫文を納付している事実を載せている。⁶³この時点では円覚寺が石丸保の地頭になって

いる。さらにその後、応永四年十二月五日付の尾張国在庁連署注進状は、初任検注料を未納付のところとして、「一 八十一貫八百十四文野口并石丸 管領御領」としており、応永四年の時点で石丸保が管領である斯波義将の知行となつている。なお、この知行時は、未だ斯波氏は尾張守護に補任されていないときであり、守護補任前から尾張に一定の影響力を有していたものであると考えることができる。

以上のとおり、中島氏が応永十年に給人となつた石丸保については、元々円覚寺が地頭として在地の所務を取り行つてきたこと、応永四年の段階で地頭が円覚寺の手を離れて斯波義将の知行となつた事実を見てとることができた。このことから考えると、石丸保は元々中島氏は何らの利害を有している地でなかつたと評価することができる。

その中で、応永十年八月十三日付尾張国正税地守護方押領注文案によると、石丸保は中島氏の地頭という地になつていことから、斯波氏は、中島氏に石丸保を給人として知行させることにより、被官化したと評価することができる。

他方、中島氏とは異なつたのは元々から尾張国人であつた荒尾氏である。荒尾氏は、斯波氏が守護として補任された応永九年、同十年の国衛に関する給人の注文のいずれにもその記載を見出すことができな。荒尾氏は、宗賢、その子である泰隆を含めて自己の知行地の相当程度を尾張妙興寺に寄進、売却している。⁶⁴この事実をどのように考えるかについては、上村喜久子氏の「国人層の存在形態——尾張国荒尾氏の場合——」が詳しい。⁶⁵上村氏によると、荒尾氏は、国衛領正税地の寄進、売却を行っているが、その実質は地頭方年貢以下の得分物

であり、国衛正税徴収権・公事徴収権をはじめ、実質的な領主権は留保されているとする。⁶⁶そして、その寄進、売却は何らかの政治的意図を含むものとし、荒尾氏の場合は、土岐氏守護時から斯波氏守護時に至るまで被官関係を結んでいないとする。前述のとおり、尾張国衛領であるにもかかわらず荒尾氏は、一切の給人として記載されていないことは、このことを表すであろう。

なお、中島氏も妙興寺に土地の寄進を行っている例も見られる。⁶⁷しかし、前述のとおり、中島氏の場合は斯波氏に被官化しているものもあり、南北朝期から室町期に通じて被官化拒否は徹底化していなかつたと評価することができる。この中島氏と比較しても荒尾氏の守護被官化拒否の姿勢は一貫しているものであつた。

4 小節

応永九年、十年に記された応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状、応永十年八月十三日付尾張国国衛正税地守護方押領注文案を史料として、尾張守護に補任された斯波氏被官が国衛給人として伸長してきた状況を検討してきた。中世南北朝に醍醐寺三宝院により私領化された尾張国衛領は、地頭である国人や円覚寺等の寺社に対する守護方の有形無形の圧力があつたことは容易に推測できるところである。円覚寺のように地頭職を斯波氏に奪われ、中島氏のように守護被官の力に屈した国人もいた反面、荒尾氏のように妙興寺のような幕府につながる大寺社へ寄進売却を行つてその力を温存しつつ、守護斯波方の被官化を拒否し続けた国人もいたことはまた事実である。

荒尾氏は、守護の被官化を拒否しつつ、室町殿との直接のつながりを求めて室町期には奉公衆となっていた。各種番帳に記されている荒尾氏が、奉公衆化した状況を読み取ることができる。⁶⁸⁾

このように在地において尾張の斯波守護方との相剋がありながら、尾張は応仁・文明の大乱を迎えるのである。

三 織田氏とその被官の動向について

これまで、織田氏の系譜と斯波氏被官と国衙給人、そしてその他国人との関係について検討してきた。それによって、応永七年に斯波義重が尾張守護に補任してから斯波氏被官が国衙領に給人として幅広く分布してることが明らかとなった。それでは室町期における尾張守護代織田氏に仕える被官の存在、そして守護代織田氏と被官との関係性、尾張の国人統制における役割についてはどのように考えるべきか。

これまで、室町期尾張守護代織田氏の被官について研究されてきたものは非常に少ない。織田氏研究のうち被官、給人に関しては織田信長以降の研究にその多くが集中してきたといつてよい。室町期における織田氏の被官に関する研究は、その史料の少なさも相まって専論といった研究は皆無である。室町期尾張守護代織田氏の研究を行う上で、付随的に述べられてきたに過ぎないのである。⁶⁹⁾このように史料の少ない中ではあるが、今までの研究史の成果を踏まえ、織田氏の被官について論じることとする。

国衙領において織田氏が給人として記されているのは、応永九年五

月二十八日付尾張国目代光守注進状によると、国衙正税地内では新国領、薬師寺、木瀬、岩刀社、若針、福重内であった。また、織田九郎も位田保を給人として有している。⁷⁰⁾応永十年八月十三日付尾張国衙正税地守護方押領注文案をみると、新国領は津田孫九郎方、薬師寺はかいほつ、木瀬は飯野方、岩刀社と福重は平尾方、若針春部方に給人が代わっている。⁷¹⁾津田孫九郎は従来から斯波氏の被官とされ重臣となってきた者、平尾氏と春部氏は、いずれも給人として斯波氏被官となる前は、尾張国人であり、被官関係になかった者である。ここから考えて織田常竹が応永十年の元常竹給人地の給人等を被官化したということは直ちに考え難い。また、応永九年の位田保給人の織田九郎も応永十年においては全く姿を見せなくなった。このことも総合して考えるに応永九年から応永十年にかけての織田常竹の給人の変更は、新たに国衙正税地の関係で被官化した者ではないと考える。

また、上村氏が例として挙げた六師荘代官職について、本来織田常松が代官職であるが、御厩野が長年所務を沙汰している事実を指摘し、御厩野の六師荘における違乱と御厩野の誅殺を考えていること等からも御厩野が織田氏の被官であると考え余地がある。⁷²⁾確かに六師荘の代官は一元的に織田氏が担っていることが明らかであることからすると、御厩野氏が織田氏の被官として、又代官になっている可能性がある。しかし、又代官にはなっていると評価することができるが、この『建内記』の事実だけでは御厩野氏を織田氏の被官としてまで評価してよいかどうかは疑問である。

以上の事実から、現存史料の元では、織田氏の被官の存在を抽象的

に示すことは可能であるものの、具体的にどの武士が織田氏の被官となりうるのかを明確に示すことは難しいと考える。

おわりに

これまで、室町期における尾張守護斯波氏と尾張守織田氏をはじめとした被官、そして尾張国人、在地の統制について論じてきた。

まず本論の前提となる守護代織田氏の系譜については、織田常松が補任されて以降、織田教広、織田郷広、織田久広、織田敏広と続いていき、応仁・文明の乱に突入し戦国期を迎えることになったと考えられる。この点においてはこれまで先行研究で論じられてきた論考と同趣旨で論じてきたものである。

その上で、尾張国衙領を例とした斯波氏被官、国人の給人については、織田氏が尾張の在京守護代、在国守護代に補任された当初は、その前の守護代であった甲斐祐徳や甲斐蔵人が給人となっており、その影響力が残っていたと評価することができる。その後織田氏が守護代に補任され一定期間が経過していくとともに、甲斐氏及びその勢力が給人から外されてその影響力が減退していったと評価してきた。他方、当初在国守護代である織田常竹が給人となっていた国衙領が多かったものの、それは短期で消滅し、他の被官や国人に分け与えられるような状況になった。この変化の原因については、織田氏の他被官や国人への利益を供与により自己の影響力の増大を狙って行ったかどうかという点については定かではない。また、その給人としての割り当てを受けた側の被官や国人が織田氏の被官になったかどうかという点

についても、直ちにその評価をすることは困難であると考えられる。

また、尾張国人について、中島氏と荒尾氏を具体例として挙げ、国衙領給人として斯波氏の被官となっていた中島氏のような武士もあれば、荒尾氏のように、斯波氏に被官化せず、奉公衆となっていた武士も存在した。このことからわかることは、室町期尾張においては、守護に従う国人もいれば、守護に従わず、幕府の直属の下で存在している者もいたと評価することができ、必ずしも守護方の一元的統制が徹底できなかったことだろうと考える。

最後に、莊園の又代官との関わり方を通じて、斯波氏被官や尾張国人が織田氏の被官となったかどうか考えることが可能になったが、この少ない事実だけをもって織田氏との間に被官関係が成立しているものと直ちに評価するのは困難である。

この後、尾張は他国と同様の状態のまま、応仁・文明の乱を迎えることとなり、東軍と西軍の戦いは、それぞれ家督争いで別れた斯波義廉、斯波義敏を筆頭として尾張国でも戦闘に巻き込まれていった。京都と守護分国間の情報共有や年貢や公事の供給も滞ることになり、斯波氏の京都を中心とした守護分国の統制は崩壊するに至るのである。

〔注〕

〔1〕 室町期斯波氏に関する研究は、南北朝期から室町前期の斯波氏を記した小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇）、小泉義博「室町期の斯波氏について」（『北陸史学』四二、一九九三）、秋元信英「斯波義重の動向」（『歴史教育』一六一二、一九六八）、河

村昭一「管領斯波義淳の就任と上表をめぐって」(『兵庫教育大学研究紀要』一八、一九九八)、同「管領斯波義淳の政治活動」(『政治経済史学』四一七、四一八、二〇〇一)がある。また、室町期尾張守護に関する研究については、上村喜久子「尾張における守護支配」(『清洲町史』、一九六四)、南北朝から室町前期にかけての尾張守護の補任系譜を記した佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」上(『東京大学出版会』、一九六七)がある。

(2) 特に室町期尾張守護代に関する研究については、室町期織田氏の系譜について考証を深めた新井喜久夫「織田系譜に関する覚書」(『清洲町史』、一九六四)、織田信長以前の織田氏について論じた小島広次「信長以前の織田氏」(『歴史手帖』一二、一九七五)前期新井論文を再検討した河村昭一「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿―応永七年―応仁二年の在京・在国守護代」(『日本史論叢』、一九九六)がある。織田氏と国人との関係について論じた上村喜久子「初期の織田氏と国人」(『新編一宮市史 本文編』上、一九七七)もある。近年では、織田氏の出現から織田信長死去後の後継までを記した山崎布美「織田権力の形成と終焉」(二〇一八)があり、精力的な研究が行われている。

(3) 南北朝期、室町期織田氏の系譜に関する研究は、新井喜久夫「織田系譜に関する覚書」(『清洲町史』)、上村喜久子「初期織田氏と国人」(『初期織田氏と国人』、一九七七)において詳細に記されている。しかし、その後室町期以降の史料が少ないこと、織田信長以降に作られた系譜等信用性の著しく少ない史料が見られることから、それ以後の研究が進んでいないものと考えられる。

(4) 室町期における尾張守護代の補任の経緯については河村昭一氏が「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿」(『日本史論叢』、一九九六)に詳細を記している。

(5) 前掲注(3) 新井論文

(6) 前掲注(4) 河村論文

(7) 詳細は、佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 上」(『東京大学出版

会』、一九六九)七九頁。初めは中条栄長が尾張守護に補任された(暦応元年(一三三八)十二月十八日付荒尾宗顕請文(『円覚寺文書』一一八、『愛知県史資料編八』一一〇一)。次に、高師泰が尾張守護に補任される(暦応二年(一三三九)四月二十日付高師貞施行状(『妙興寺文書』一、『愛知県史資料編八』一一〇五)。高師泰が観応二年(一三五二)観応の擾乱で殺されて、美濃守護である土岐頼康が尾張守護に補任される(観応二年十月二十三日付足利義詮御教書(『若王子神社文書』一、『愛知県史資料編八』一三二七)。土岐頼康の尾張守護補任時期は長く、土岐頼康が亡くなるまで続いた(『常楽記』嘉慶元年(一三八七)。その後土岐康行、満貞が守護に補任され、明徳の乱後に畠山深秋が尾張守護に補任された(明徳三年(一三九二)六月十三日付細川頼元奉書(『宝鏡寺文書』、『愛知県史資料編九』六二五)。

(8) 応永七年三月二十四日付藤原重教遵行状(『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』七七二)によると、藤原重教が和田隼人丞等を宛所として、尾張国松枝荘内破田郷について、先月二十日の奉書の通り下地を大徳寺紫野如意庵雑掌に引き渡すよう命じるものであり、この藤原重教が守護代であるとされる。この藤原重教について、河村昭一氏は甲斐氏である可能性が小さくないとしている(前掲注(4)河村論文六八頁)。また、応永七年四月二十六日付尾張守護代甲斐将教奉書(『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』七七七)によると、甲斐将教が大谷豊前入道、甲斐右京亮入道を宛所として、同様に松枝荘破田郷の違乱を止め、大徳寺紫野如意庵雑掌に下地を引き渡すよう命じている。これも甲斐将教(祐徳)が尾張守護代として遵行を勤仕していると解される。

(9) 年未詳七月二十日付織田教広書状(『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』八一五)

(10) 応永九年十二月二十六日付蔵田寺領坪付注文(『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』八二一)

(11) 前掲注(4) 河村論文六九頁

- (12) 『建内記』永享三年三月八日条は、「織田故伊勢入道尾張国守護代也」とあり、ここでいう伊勢入道が織田常松であるとされ、「故」とあることから、この以前に織田常松は亡くなったとみられる（前掲注(3) 新井論文四九〇頁）。
- (13) 応永十五年九月二十八日付尾張守護織田常松遵行状（『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』九二四）
- (14) 応永十五年九月二十七日付尾張守護斯波義重書下（『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』九二三）
- (15) 応永三十四年十二月二十五日付尾張守護代織田常松遵行状（『醍醐寺文書』二二三函、『愛知県史資料編九』一一八〇）
- (16) 応永三十五年閏三月二十三日付尾張守護代織田常松書状案（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』一二九八）
- (17) 『満濟准后日記』正長元年（一四二八）八月六日条（『続群書類従』補遺一）
- (18) 『建内記』永享三年三月八日条（『大日本古記録』）。これについて詳細に述べているのが前掲注(3) 新井論文四九〇頁
- (19) 正長二年四月二十九日付尾張守護代織田教長書状案（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』一三三〇）
- (20) 正長二年六月八日付尾張守護斯波義淳遵行状（『岡谷文書』、『愛知県史資料編九』一三三二）
- (21) 永享三年三月十一日付尾張守護代織田淳広書状案（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』一三八一）
- (22) 前掲注(3) 新井論文四九一頁
- (23) 嘉吉三年十一月二十二日付織田久広遵行状写（『北野神社文書』、『愛知県史資料編九』一七二七）
- (24) 『康富記』宝徳三年九月二十四日条（『愛知県史資料編九』一八九五）。また、『経覚私要鈔』宝徳二年七月二十三日条（『愛知県史資料編九』一八六八）も足利義政の口入に関する記事を載せる。さらに同書は、織田郷広と久広を兄弟としている。
- (25) 前掲注(3) 新井論文四九五頁
- (26) 『建内記』嘉吉元年十二月二十一日条（『愛知県史資料編九』一六七九）
- (27) 前掲注(4) 河村論文七二頁。河村氏は、永享六年十二月十五日付尾張守護代織田淳広書状（折紙）（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』一四九三）を挙げ、これが尾張守護代としての最後の文書になるとする。
- (28) 前掲注(4) 河村論文七八頁
- (29) 長禄二年六月十五日付尾張守護代織田敏広遵行状（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』二〇一五）
- (30) 長禄二年六月十五日付尾張守護斯波義敏遵行状（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』二〇一四）
- (31) 長禄二年三月二十九日付將軍足利義政御教書案（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』一一七一―二）、同年四月二十一日付管領細川勝元施行状（『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』二〇一三）
- (32) 嘉吉三年三月織田大和守禁制（『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』一七〇六）
- (33) 前掲注(3) 新井論文、上村論文、(4) 河村論文
- (34) 文安五年十月二十三日付妙興寺天祥庵規式案（一八三七）
- (35) 長禄四年二月四日某遵行状（『醍醐寺文書』）
- (36) 前掲注(3) 上村論文三六一頁
- (37) 上村喜久子「尾張国」（『講座日本荘園史5 東北・関東・東海地方の荘園』、一九九〇）は、これまでの尾張国における荘園、国衙領が網羅的に記されており、その研究成果の一つの到達点に達しているものと考えられる。
- (38) 黒川直則「守護領国制と荘園体制―国人領主制の確立過程」（『日本史研究』五七、一九六一）
- (39) 川岡勉『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館、二〇〇二）
- (40) 上村喜久子「国人の存在形態―尾張国荒尾氏の場合―」（『史学雑誌』七四）一七、一九六五）
- (41) 奥田修「尾張の奉公衆と在地領主」（『年報中世史研究』一五、一九九

- (42) 前掲注(3) 上村論文
- (43) 前掲注(40) 上村論文四五頁
- (44) 柳原資明が尾張国司であった徴証として、建武三年十二月六日付光厳上皇院宣(『円覚寺文書』、『南北朝遺文関東編一』六〇九、『愛知県史資料編八』一〇四二)。
- (45) 貞治五年(一一三六)三月二十一日付尾張国国宣(『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』一〇二)。なお、同年四月十一日付後光厳天皇繪旨に、尾張国吉松保の妙興寺への寄進が行われている(貞治五年四月廿一日付後光厳天皇繪旨(『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』一〇三))。
- (46) 前掲注(40) 上村論文四六頁
- (47) 前掲注(37) 上村論文三九三頁
- (48) 前掲注(37) 上村論文三九四頁
- (49) 斯波義重が尾張守護として大徳寺如意庵に尾張国松枝莊破田郷を安堵したのが応永七年六月十一日のことである(応永七年六月十一日付尾張守護斯波義重書下(『大徳寺文書』、『愛知県史資料編九』七八二))。斯波氏の尾張守護補任の初めを応永七年に考えるのは、齊藤純雄「尾張における守護領国制の形成と国衙領」(『国史談話会雑誌』一三、一九六九)。小川信氏も同様の見解に立つ(小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇)五二三頁)。
- (50) 応永九年五月二十八日付尾張国光守注進状(『醍醐寺文書』二五函、『愛知県史資料編九』八一)、同日付尾張国目代光守注進状(『醍醐寺文書』四函、『愛知県史資料編九』八二)
- (51) 応永十年八月十三日付尾張国国衙正税地守護方押領注文(『醍醐寺文書』一八函、『愛知県史資料編九』八三五)
- (52) 応永四年正月付尾張国目代注進状(『醍醐寺文書』一八函、『愛知県史資料編九』七〇五)
- (53) 応永四年十二月五日付尾張国在序連署注進状(『醍醐寺文書』二三函、『愛知県史資料編九』七二二)
- (54) 応永六年尾張国国衙領正税未進注文(『醍醐寺文書』一三函、『愛知県史資料編九』七六九)
- (55) 前掲注(50) 応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状(『醍醐寺文書』、『愛知県史資料編九』八二二)
- (56) 前掲注(50) 応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状(『醍醐寺文書』、『愛知県史資料編九』八二二)
- (57) 山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』二二三、二〇一〇)一一一頁
- (58) 至徳四年六月九日付足利義満御教書(『市河文書』、『新編信濃史料叢書』三)
- (59) 水野智之・村岡幹生「莊園・公領の衰退と在地勢力」(『愛知県史通史編2中世1』)。承久の乱において、中島氏、具体的には中島左衛門尉宣長が後鳥羽上皇を頂点とする朝廷側につき、朝廷方が鎌倉幕府方に敗北することとなった結果、中島氏はその知行地を没収されたこととである(『尾張の豪族中島氏と中島城』、一九六四)。その後、中島宣長は、延応元年(一二三九)に田畑屋敷を幕府から返納されたことが記されている。
- (60) 前掲注(50) 応永九年五月二十八日付尾張国目代光守注進状(『醍醐寺文書』、『愛知県史資料編九』八一)
- (61) 「石丸保」(『日本歴史地名大系第三卷(愛知県の地名)』、一九八一)
- (62) 前掲注(44)
- (63) 文和二年(一二三三)七月付尾張国諸郷保地頭正税并済所々注進状(『醍醐寺文書』六七)
- (64) 貞治四年(一一三五)六月二十七日付荒尾泰隆売券(『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』七四)以降二十以上の寄進、売却が行われている。
- (65) 前掲注(40) 上村論文
- (66) 前掲注(40) 上村論文六二頁
- (67) 貞治六年(一一三七)十二月十二日付中嶋長利寄進状(『妙興寺文書』、『愛知県史資料編九』一四二)

- (68) 『永享以来御番帳』（『群書類従』第二十九輯雑部）には四番に「荒尾少輔太郎」「荒尾小太郎」の名がある。また、『文安年中御番帳』（『群書類従』第二十九輯雑部）四番に「荒尾小太郎」が見られる。前掲注(40) 奥田論文九七頁
- (69) わずかに上村喜久子氏が「初期の織田氏と国人」（『新編一宮市史本文編上』、一九七七）において、坂井氏を例として挙げるとともに、尾張国六師荘における国人御厩野氏の違乱と六師荘百姓の逃散を通じて織田氏の影響力について論じている。
- (70) 同日付尾張国目代光守注進状（『醍醐寺文書』四函）、『愛知県史資料編九』八一―二
- (71) 前掲注（51）
- (72) 前掲注（18）
- （さわざき たかひろ 文学研究科歴史学専攻博士後期課程）
（指導教員…貝 英幸 教授）
- 二〇一三年九月二十九日受理